

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、織機調整工として就労していた。

請求人によると、平成〇年〇月頃から会社社長による言葉のいじめを受け始め、その後、暴力を受けるまでにいじめが酷くなり、平成〇年〇月に解雇されたため、その後訴訟を起こし、平成〇年に不当解雇である旨の判決が出るまでの〇年余りにわたり、精神的苦痛を受け続けたという。請求人は、平成〇年〇月〇日、Cクリニックに受診し、「うつ病」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日をもって、治癒（症状固定）となった。

請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発病した精神障害の有無及び発病時期について、労働局地方労災医師協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人は、イライラや不安、意欲低下、寝付けない等の症状を訴え、平成〇年〇月〇日にCクリニックに受診したところ、「F32 うつ病」（以下「本件疾病」という。）と診断され、その発病時期は平成〇年〇月頃とされており、ICD-10診断ガイドラインに照らして判断すると、請求人の精神障害は同クリニックでの診断のとおり、同月頃に本件疾病を発病したものであるのが妥当であるが、ラクナ梗塞による「F06 器質性気分（感情）障害」の可能性も否定できない旨の意見を述べている。

この点、D医師が、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「請求人の病態は、多発性ラクナ梗塞を原因とする『血管性うつ病』に当たると判断される。脳血管性要因が、うつ状態に何らかの影響を与えた可能性があるものの、ラクナ梗塞が、E社長からのパワーハラスメントがあった時期より前に起こったのか、後に起こったのかを判断することはできず、その発症時期の特定が困難であるため、うつ病の経過にどのタイミングで、かつ、どの程度の影響を与えているかを判断することはできない。」旨の意見を述べていることに照らすと、請求人が主張する出来事よりも前にラクナ梗塞による器質性気分（感情）障害があったか否かは不明であるが、請求人の症状経過等からみて、当審査会は、専門部会の意見のとおり、平成〇年〇月頃に本件疾病を発病したものとみるのが妥当であると判断する。

なお、請求人は、本件疾病の発病時期について、平成〇年〇月頃ではなく、平成〇年〇月〇日頃であるとし、その理由として、精神的なダメージが一番大きかったのが解雇日であるためと主張している。しかし、D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人本人や家族の話から、発病時期を平成〇年〇月頃とした上で、しかも、「発病時期は医学的見地から判断した。」と述べているところ、請求人が主張する発病時期は、その理由からみて、医学的根拠に基づくものとは認められないから、これを採用することはできない。

- (2) ところで、心理的負荷による精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。
- (3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。
- (4) 請求人は、業務による心理的負荷となった出来事として、①平成〇年〇月中旬頃以降、E社長の請求人に対する態度が急変し、大声で罵られるようになったこと、②平成〇年〇月〇日に会社工場内で作業中に高所から転落し負傷したこと、③平成〇年〇月の転落事故後、同年〇月に職場復帰してから、E社長の請求人に対する嫌がらせやいじめが酷くなったこと、④平成〇年〇月〇日に同年〇月〇日で解雇する旨の通知を受けたこと、⑤平成〇年〇月〇日に解雇の無効を争う訴訟を提起したところ、会社から在職中に機械を壊したなどとして損害賠償請求を求める反訴が提起され、長期にわたる裁判によって精神的苦痛を受け続けたことなどを主張している。

ア ①の出来事について、請求人は、「E社長は、きつい命令口調になり、態度もいじめと取れるような扱いに急変した。私を馬鹿呼ばわりし、早口で威圧的に大声で怒った。何度も同じことを繰り返し執拗に言った。挨拶をしても返事をしなくなった。E社長のいじめは日常化していた。」旨述べている。

これに対し、E社長は、「最初の頃は注意であったが、請求人は注意されても何度も繰り返すので、次第に叱責に変わっていった。声は大きく、強い口調であったが、威圧した記憶はなく、人格を否定するような言葉は使ってい

ない。請求人を注意しようとする、その場を立ち去ろうとするので、呼び止めようとして肩に手をかけたことがあるが、傷つけることを目的としたものではない。請求人に対する注意は、仕事上の指導の範囲を超えるような叱責や罵倒ではない。」旨述べている。また、Fは、「E社長が請求人に話している際の口調がきつuitと感じたことはなく、厳しいとは思わなかった。」旨、Gは、「E社長は、指導や注意のときに、厳しい口調で話したり、声を上げることもあるが、仕事上の指導の範囲だと思う。馬鹿とか阿呆という言葉が出ることもあるが、請求人がそのような言葉で怒鳴られているのを見たことはない。」旨、Hは、「請求人がE社長から注意されたり、怒られたりしているところを見たことは一度もない。他の社員を注意しているのを見たことがあり、その際、E社長の口調は次第に厳しくなっていたが、何度も失敗を繰り返せば、誰もそうなるであろう程度のものであった。罵倒したり、人格を否定するような発言をしているのは見たことがない。」旨、それぞれ述べている。

これらの申述からすると、請求人が主張するE社長の言動が始まった時期は明らかではないが、請求人は、本件疾病の発病時期よりも相当以前より、E社長から業務に関し注意や指導を受けていたものと推認できるところ、E社長は、指導や注意のときに、厳しい口調で話したり、大声を上げることもあるため、請求人が不安や戸惑いを感じていたことがうかがえる。しかし、請求人は、注意をされても何度も同じ誤りを繰り返すため、業務指導の一環として、注意や指導を受けていたものであり、何の理由もなく、請求人を標的とした嫌がらせやいじめが行われたものとは認め難い。また、E社長の注意や指導につき、業務指導の範囲を逸脱したり、人格や人間性を否定する言動が含まれていたものとは認められず、しかも、E社長との間には、感情的なもつれがあったことがうかがわれるものの、客観的に認識されるような対立が生じていたとは認められない。

そうすると、当該出来事は、認定基準別表1の「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するものと認められるが、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

イ ②の出来事について、請求人は、「平成〇年〇月〇日、会社工場内で注油作業中、左足を滑らせ〇m〇cm下の床に転落した。腰や背中、腕を強く打ったが、

意識はあった。同年〇月〇日頃まで I 病院に入院したが、骨折はしておらず、手術を受けることもなかった。退院後も通院治療を続け、同月〇日には職場に復帰した。」旨述べている。

この点、I 病院 J 医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、請求人の傷病について、「骨盤打撲、腰部打撲、頸髄症、両肘・両肩打撲、頭部打撲、両膝打撲」と診断するとともに、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日まで入院し、その後通院加療し、平成〇年〇月〇日に治癒（症状固定）となった旨記載している。また、請求人は、治癒後、監督署長に障害補償給付を請求しているが、監督署長は、腰部及び左下肢にそれぞれ障害等級第 1 2 級に相当する神経症状が残存していると認めた上で、請求人に残存する障害は、障害等級第 1 1 級である旨認定している。

これらの申述等からすると、当該出来事は、認定基準別表 1 の「(重度の) 病気やケガをした」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」) に該当するものと認められる。しかしながら、請求人は、受傷後直ちに入院したものの、打撲のみで骨折はなく、手術も受けずに〇か月足らずで退院し、その後通院治療を続けながら、退院後約〇日で職場復帰しており、ケガの程度は重篤なものであったとは認められない。また、その後遺症についても、機能障害はなく、痛みを残すだけであり、「通常の労務に服することができるが、時には強度の疼痛のため、ある程度差支えがある」にすぎない程度のものであって、原職への復帰ができなくなるようなものとはいい難いことから、その心理的負荷の総合評価は「弱」ととどまるものと判断する。

なお、請求人は、「転落時の打撲による後遺症で、現在は歩行が困難になっている。」旨述べているが、転落後〇年近く経過した時点において障害の程度が悪化していたとしても、そのことをもって転落時に強い心理的負荷を受けたものと判断することはできない。

ウ ③から⑤までの出来事については、いずれも本件疾病発病後の出来事であるから、心理的負荷の評価の対象とすることはできない。

もともと、発病後の出来事であっても、認定基準別表 1 の「特別な出来事」に該当する出来事があり、その後おおむね 6 か月以内に対象疾病が自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められる場合については、その「特別な出来事」による心理的負荷が悪化の原因であると推認し、悪化した部分に

ついて、業務上の疾病として取り扱うものとされている。

この点、D医師が、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「抑うつ気分の波はあったが、自然経過を超える著しい変化はなかったと判断する。」旨の意見を述べていることからすると、請求人の本件疾病が著しく悪化したと医学的に認められないから、③から⑤までの出来事が、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する出来事か否かを評価する必要はないものと思料する。

エ 請求人の労働時間についてみると、請求人は、「出勤表には自筆で出退勤時刻を記入していた。午前8時の始業時刻に織機が適正に稼働するように、毎日午前6時50分には出勤していた。退勤時刻は午後7時を過ぎることが多く、午後9時を過ぎることもあった。時間外労働時間については、始業前の早出を1時間とみなし、終業時刻の午後5時以降の残業を30分単位で出勤表に記入している。また、休憩時間は正午からの1時間だけであり、それ以外の小休憩はない。」旨述べているところ、E社長は、「出退勤時に出勤表に各自が時間を書き込むことで管理しており、労働時間は出勤表に記載されているとおりでであると思う。」旨述べている。

そうすると、出勤表に記載された労働時間数は、請求人の就労実態をほぼ正確に反映したものであると判断されるが、審査官が集計した請求人の労働時間は、請求人の上記申述を踏まえた上で、当該出勤表を基に作成されたものと思料され、当審査会としても、当該集計時間をもって請求人の労働時間とするのが相当であると判断する。

オ 以上からすると、業務による心理的負荷の総合評価が「弱」となる出来事が2つあるところ、上記エでみた請求人の労働時間によると、本件疾病発病前6か月目である平成〇年〇月に月100時間を超える時間外労働が確認できるものの、これら2つの出来事の前及び後にそれぞれ恒常的な長時間労働が認められるわけではないから、これら2つの出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」とどまり、業務による心理的負荷の全体評価は「強」には至らないものと判断する。

(5) 請求人の業務以外の心理的負荷及び個体側要因については、特記すべき事項は認められない。

(6) 請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるので、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「弱」であり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められないから、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。